

## 提案内容評価要領

### 1 基本的な考え方

京都市衛生総合情報システムの再構築に関する委託業務の受託候補者を選定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、受託候補者の順位付けを行う。

提案内容の評価は、次のとおり、技術力と見積価格を総合的に判定する。

#### (1) 技術力の評価

企画提案書等及びプレゼンテーションを踏まえ提案内容の評価し、「技術点」を与える。

「技術点」は、400点満点とする。

#### (2) 見積価格の評価

見積価格を後に示す計算式に基づき計算し、「価格点」を与える。

「価格点」は、100点満点とする。

#### (3) 受託候補者の選定方法

「技術点」及び「価格点」を合計し、合計点数が最も高い者を受託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、受託候補者がプロポーザル説明書で規定する「プロポーザルの参加資格」を満たしていない場合は、採用しない。

#### (4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

#### (5) 合計点数が最も高い者が2以上あるとき（同点）の対応

ア 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託候補者とする。

イ 提案者それぞれの「技術点」と「価格点」が同じ場合

くじ引きにより、受託候補者を決定する。

### 2 技術点の評価【400点】

#### (1) 評価項目及び配点

別紙8「提案内容評価表」に基づき採点を行う。

#### (2) 評価方法

ア 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を下記5段階で評価する。

基 準	評価点
本市の要求水準を超える非常に優れた提案がある。	5点
本市の要求水準を超える優れた提案がある。	4点
本市の要求水準を満たしており、かつ、記述に具体性がある。	3点
本市の要求水準を満たしているが、記述に具体性がない。	2点
本市の要求水準を満たしていない。	0点

#### イ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

#### ウ 技術点の計算

技術点は、次の式により計算する。

- ① 項目評価点＝評価点×項目加重点
- ② 技術点＝各項目評価点の合計点

#### エ 採点方法

別紙8「提案内容評価表」に基づき、各審査者が採点した点数（価格点を除く。）について、各項目の最高点と最低点を除いたものの平均点を算出し、各項目の平均点を合計する。

なお、同じ最高点、最低点を付けた審査者が複数いたときは、それぞれ1人分の点数を除く。

#### オ 技術点の減点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

### 3 価格点【100点】

価格点の評価は、見積書に記載のある以下の3つの経費について行う。

#### (1) 令和8年度におけるシステム再構築等に係る経費【50点】

見積①の（最低提示価格／貴社提示価格）×50点

#### (2) システム維持管理に係る経費【40点】

見積②の（最低提示価格／貴社提示価格）×40点

#### (3) タブレット端末導入に係る経費【10点】

見積③の（最低提示価格／貴社提示価格）×10点

上記（1）から（3）を合計した点数を価格点とする。ただし、（1）について貴社提示価格が本市の示した契約上限額を超過している事業者については、技術点が優れている場合であっても採用しない。

### 4 選定者

技術力の評価を行う者は次のとおりとする。

- ・保健福祉局医療衛生推進室担当部長
- ・保健福祉局医療衛生推進室生活衛生担当課長
- ・保健福祉局医療衛生推進室食品安全担当課長
- ・保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター管理担当課長
- ・保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター中部方面担当課長
- ・その他、保健福祉局医療衛生推進室担当部長が必要と認める者